

## 母子父子寡婦福祉資金貸付の種別

種別	対象となる資金
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能修得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が対象）
修業資金	扶養している児童・子又は父母のない児童が、事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金
生活資金	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない母又は父子家庭になって間もない父の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が対象）
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	扶養している児童・子又は父母のない児童が、就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養する児童や20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金
臨時児童扶養等資金	児童扶養手当法の改正により児童扶養手当の支払い回数の見直し及び支給制限の適用期間の変更に伴う影響を緩和するために必要な資金

※詳しくは、ご相談ください。